

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年七月一日

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院規則九―三〇―一〇〇

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（防疫等作業手当）</p> <p>第十二条 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p>	<p>（防疫等作業手当）</p> <p>第十二条 防疫等作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</p>

一〇四 (略)

五 農林水産省動物検疫所に所属する職員又は同省動物医薬品検査所に所属する職員のうち行政職俸給表の適用を受ける職員が家畜伝染病予防法第二条に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十四条に定める感染症の病原体に汚染されている区域において患者の飼育、当該病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがあると認められる輸出入動物その他の物の検疫又は当該病原体の付

一〇四 (略)

五 農林水産省動物検疫所に所属する職員又は同省動物医薬品検査所に所属する職員のうち行政職俸給表の適用を受ける職員が家畜伝染病予防法第二条に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）第十四条に定める感染症の病原体に汚染されている区域において患者の飼育、当該病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがあると認められる輸出入動物その他の物の検疫又は当該病原体の付

着した物件若しくは付着の疑いのある物件の
処理作業に従事したとき。

2
(略)

着した物件若しくは付着の疑いのある物件の
処理作業に従事したとき。

2
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。